

議案第1号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成18年11月22日

沖縄県教育委員会

教育長が「沖縄県立高等学校全日制・定時制課程入学者選抜実施要項の一部を改正する告示」を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項の規定により、別紙のとおり承認する。

沖縄県立高等学校全日制・定時制課程入学者選抜実施要項の一部を改正する告示

沖縄県立高等学校全日制・定時制課程入学者選抜実施要項（平成12年沖縄県教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

2の(11)、3の(4)のイの(エ)、4の(3)のアの(イ)のc及び6の(10)中「沖縄県立高等学校授業料等徴収条例施行規則」を「沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則」に改める。

附 則

この告示は、平成18年10月27日から施行する。

沖縄県立高等学校全日制・定時制課程入学者選抜実施要項の一部を  
改正する告示（案）の概要

部課名 教育庁県立学校教育課

1 件名

沖縄県立高等学校全日制・定時制課程入学者選抜実施要項の一部を改正する告示

2 改正の概要及び理由

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則が改正されたため関連箇所  
を修正する。

3 改正案の内容

- (1) 2 の(11)、3 の(4)のイの(エ)、4 の(3)のアの(イ)のc 及び6 の(10)中の規則名を  
改正する。
- (2) 施行は、平成18年10月27日からとする。 (附則)

4 根拠法令

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則

5 添付資料

新旧対照表

沖縄県立高等学校全日制・定時制課程入学者選抜実施要項新旧対照表

改 正 案	現 行
1 方針 省 略	1 方針 省 略
2 推薦入学  (11) 不合格者の再出願 推薦入学選抜の結果、不合格となつた者は、県立高等学校の一般入学に出席することができない。この場合にあつては、沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収基準規則(昭和47年沖縄県教育委員会規則第11号)に定める入学審査料減免申請書を提出したときは、免除するものとする。	2 推荐入学  (11) 不合格者の再出願 推荐入学に出席することができない者には、県立高等学校的一般入学の場合は、沖縄県立高等学校等の徴収基準規則(昭和47年沖縄県教育委員会規則第11号)に定める入学審査料減免申請書を提出したものとする。
3 一般入学  (4) 出願手続  (イ) 入学審査料減免申請書(第11号様式)  (エ) 推薦入学の結果、不合格になつた者のみとする。 沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則に基づく。	3 一般入学  (4) 出願手續  (イ) 入學考査料減免申請書(第11号様式)  (エ) 入學考査料減免申請書(第11号様式) ただし、推薦入学の結果、不合格になつた者のみとする。 沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収条例施行規則に基づく。
4 第2次募集 省 略  (3) 出願手続  (イ) 入学審査料減免申請書(第11号様式)  沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則に基づく。	4 第2次募集 省 略  (3) 出願手續  (イ) 入學考査料減免申請書(第11号様式) 沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則に基づく。
5 特別募集 省 略  (10) 不合格者の再出願	5 特別募集 省 略
6 連携型中高一貫教育に係る入学者選抜  (10) 不合格者の再出願	6 連携型中高一貫教育に係る入学者選抜  (10) 不合格者の再出願

連携型中高一貫教育に係る入学者選抜の結果、不合格者となる  
つた者は、県立高等学校の一般入学に出願することができない。  
この場合における告示の定めによると、関係書類を提出するものとし、当該出願に係る入学考査料に限り、  
沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に際しては、該出願に係る入学考査料減免申請書と提出したときは、免除するものとする。

附 則 この告示は、平成18年10月27日から施行する。

(注) 対照箇所にアンダーラインを引くこと。

連携型中高一貫教育に係る入学者選抜の結果、不合格者となる  
つた者は、県立高等学校の一般入学に出願することができない。  
この場合における告示の定めによると、関係書類を提出するものとし、当該出願に係る入学考査料に定める入学考査料減免申請書と提出したときは、免除するものとする。